

「ジェルネイル製品」表示ガイドライン

特定非営利活動法人日本ネイリスト協会
2020年9月4日制定

1. 趣旨

厚生労働省より、人体の爪に直接塗布する第一層目のジェルネイル製品^{*1}はすべて化粧品でなくてはならないことと、人体の爪に直接塗布しない第二層目以降に塗布するジェルネイル製品^{*2}で人体の爪に直接塗布しないことが明記されている場合、ならびにつけ爪専用のジェルネイル製品^{*3}は化粧品であることを必須条件としないという指針が示されたことから、ジェルネイル製品の表示に関するガイドラインを明確にし、消費者が誤認しない正確な情報伝達と、市場の混乱防止に寄与する。

- ※1. 人体の爪に直接塗布する第一層目のジェルネイル製品とは、一般的に「ベースジェル」等と呼ばれる第一層目に塗布する製品を指す。
- ※2. 人体の爪に直接塗布しない第二層目以降に塗布するジェルネイル製品とは、一般的に「カラージェル」、「トップジェル」等と呼ばれる第二層目以降に塗布する製品を指す。
- ※3. つけ爪専用のジェルネイル製品とは、ネイルチップに限定して使用する「つけ爪専用」、「ネイルチップ専用」等の製品を指す。

2. 適用

(1) 人体の爪の第一層目に塗布するジェルネイル製品について
爪に直接塗布する第一層目のジェルネイル製品は、化粧品であることを必須とし、化粧品製造販売業許可を取得した事業者が、都道府県に化粧品製造販売届を提出して製造販売するものでなければならない。

(2) 人体の爪に直接塗布しないジェルネイル製品について
人体の爪に直接塗布しない第二層目以降に塗布するジェルネイル製品で人体の爪に直接塗布しないことが明記されている場合ならびにつけ爪専用のジェルネイル製品は、化粧品であることを必須条件としない。

3. 製品分類と表示

ジェルネイル製品には二つの分類（化粧品・雑貨（雑品））が混在するため、製造元ならびに販売元は消費者が誤解しないように、製品の表示に十分留意しなくてはならない。

(1) 化粧品

化粧品として届け出を行った製品（前項（2）の第二層目以降に塗布するジェルネイル製品で化粧品として届け出を行った製品も含む）については「爪化粧料」の種類別名称の表示を行うこと。

(2) 雑貨（雑品）

化粧品の基準を満たさない製品ならびに化粧品として届け出を行っていない製品は以下の表示を行うこと。

①人体の爪の第二層目以降に塗布する製品

消費者が視認しやすい部分に以下の a、b 両方の表示を必ず行うこと。

- a. 「爪に直接塗布できない」旨の表示
- b. 「雑貨」もしくは「雑品」の表示

②つけ爪専用の製品

消費者が視認しやすい部分に以下の a、b 両方の表示を必ず行うこと。

- a. 「人体の爪に使用できない」旨の表示
- b. 「つけ爪専用」または「ネイルチップ専用」の表示

4. 安全な使用方法に関する表示と対策

各製品は適切な使用方法を明確にし、誤った使用方法による健康被害を防ぐため、安全対策を万全に講じ、その対策を広く発信する。

(1) 雑貨（雑品）に属する人体の爪の第二層目以降に塗布するジェルネイル製品に関しては「皮膚に付着した場合は、速やかに拭き取ること」などの注意事項を表示すること。

(2) 全てのジェルネイル製品に関して、製品の特性を考慮して、適切な注意事項を表示すること。

(3) 全てのジェルネイル製品に関して、製品に適したジェルネイル専用ライトの種類および硬化時間の目安を製品または取扱説明書、ホームページ、製品カタログ等に表示すること。

(4) ジェルネイル製品が安全に使用できるよう、健康被害を防ぐ対策は、別途「ジェルネイル製品を安全に正しく使用するために」を参照すること。

5. 実施の時期

市場に出荷する製品の表示を、本ガイドラインに基づき順次切り替えることとし、3項の表示の切り替えの猶予期間は制定日より1年間とする。4項の表示の切り替えの猶予期間は制定日より1年間までの実施が望ましいが、順次切り替えを実施していくことで差し支えない。